（登録申請書の添付書類の記載事項等）

第六十一条　法第四十二条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の商号若しくは名称又は氏名、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の額並びに役員が法人であるときは、当該法人の商号又は名称並びに当該役員の職務を行うべき者の氏名及び住所

二　役員、令第十条で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第五十条第二項において準用する法第十七条第一項に規定する者の略歴又は沿革並びに第二十一条第一項に規定する要件に該当する者に関する事項

三　小規模不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する事項

2　法第四十二条第一項の登録申請書には、法第四十二条第二項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　法第四十四条第一号、第四号、第五号及び第八号に該当しないことを誓約する書面

二　直前二年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

三　法人税の直前二年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

3　法第四十二条第二項第三号に掲げる書面、第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び前項第一号に掲げる書類の様式は、別記様式第十四号によるものとする。

（提出すべき書類の部数）

第六十二条　法第四十一条第一項の規定により主務大臣又は都道府県知事の登録を受けようとする者が法第四十二条及び前条第二項の規定により提出すべき登録申請書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

（小規模不動産特定共同事業者登録簿の登載事項）

第六十三条　法第四十三条第一項第一号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　第六十条第一項第二号に掲げる事項

二　法第四十二条第一項の登録又は法第四十六条第一項の変更登録に係る対象不動産変更型契約に係る不動産特定共同事業契約約款の有無

三　法第五十一条第一項若しくは第二項の規定による指示又は法第五十二条第一項若しくは第二項の規定による業務停止の命令があったときは、当該指示又は命令の年月日及び内容

（財産的基礎及び人的構成）

第六十四条　主務大臣又は都道府県知事は、法第四十四条第八号に規定する小規模不動産特定共同事業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する法人であるかどうかを審査するときは、法第四十二条第一項の規定による登録の申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　財産的基礎が次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ　その有する借入金の全部又は一部が、次のいずれにも該当しないこと。

(1)　元本又は利息の弁済の見込みがないもの

(2)　元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延しているもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　経営再建を図ること又は支援を受けることを目的として、債権者との間で金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の自己に有利となる取決めを行ったもの（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

（新設）

（新設）

（新設）